



千葉県の 多様性の尊重に関する 取組について

千葉県総合企画部長 富沢昇

説明概要

- 1 多様性尊重条例について
- 2 千葉県の取組について
- 3 取組に向けた課題と国への要望について



1 多様性尊重条例について



制定の経緯

- ① 令和3年知事選挙の公約
男女共同参画条例がない状況の解消
- ② 令和5年 2月議会で検討を表明
- ③ 令和5年12月議会で可決・制定
令和6年 1月1日施行



条例制定の趣旨

- 多様性を尊重することは、社会の活力や創造性の向上に相乗的に効果を発揮
- あらゆる人々が差別を受けることなく、誰もがその人らしく活躍することができる社会を目指し条例を制定



条例の特徴 ①

- 様々な違いとして、年齢、性別、障害の有無、国籍、性的指向・性自認を例示
- 性的指向・性自認を含む、様々な違いを尊重する理念を包含したもので、法律と共に、本県のLGBTQの取組の根拠となる



条例の特徴 ②

- 特定の人に対して、権利の付与や制限を課すものではない、
理念条例
- あらゆる行政分野で取り組むことを県の責務として規定



2 千葉県の取組について



LGBTQの啓発

- 今年度は、多様性の一つとして、性的マイノリティの啓発（宣言・広報紙・リーフレット・動画）や、企業向けセミナー（LGBTQ関係）を実施
- 令和7年度は、職員向けハンドブック・研修を実施予定



支援

- LGBTQ相談窓口の設置(令和6年7月～)、拡充(令和7年4月～)
- 事実婚に適用される県の制度を同性パートナーへ適用
(職員向け制度、県営住宅の入居要件 等)



3 取組に向けた課題と国への要望について



課題1

- 国民の理解状況や、当事者の実態等の情報が不足している。
- 自治体施策に求められる水準が明らかにされておらず、自治体のノウハウも十分ではない。



要望1

性的マイノリティに関する全国的な調査を実施し、現状について把握していただきたい。

また、求められる水準など自治体施策の推進の在り方を整理し、共有を図っていただきたい。



課題2

- 地方公共団体の広報媒体や啓発活動には限界がある。
- 誤解や偏見に基づくSNS等の言説の解消は、地方公共団体だけでは困難である。



要望2

性的マイノリティに対する国民の正しい理解を促進するため、全国的な啓発を実施していただきたい。



課題3

- 国内外において、共生社会の在り方に関する様々な意見や議論がある。
- 女性を自称する男性による女子トイレ等の利用に関し、不安の声が寄せられている。



要望3

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に規定する「基本計画」及び「指針」を早急に策定し、国民等に周知していただきたい。



ご説明は以上です。

本日は、
お時間をいただきありがとうございました。

